

裁 決 書

審査請求人 住所

氏名 様

上記審査請求人（以下「請求人」という。）から平成26年4月13日付けで提起のあった、知立市福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が平成26年4月11日付けで行った生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）に基づく保護申請却下処分（以下「原処分」という。）に関する審査請求について、次のとおり裁決します。

主 文

原処分を取り消します。

理 由

第1 審査請求の趣旨及び理由

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、原処分につき、その取消しを求めるものである。

2 審査請求の理由

本件審査請求の理由は、次のとおりである。

3月初旬より、憲法第25条で保障されている人間として文化的最低限度の生活が1カ月以上も出来てなく、今後半月余りのうちに、危機的状況（極度の衰弱・食料・所持金の枯渇・アパート退去・その他の支払い3月より全て滞納）に陥る。

保護申請却下通知書(1)(2)項共に、法に照らして全くの不作为と思われる。

(1)項が（その他の理由により）全く具体性が無い事、（資力の不活用により）何をもって資力の不活用と言うのか。申請時所持金¥[redacted]それも3月17日には無くなり、3/24～3/27には部屋の中の換金出来そうな物（小さな家具家電、古着、本、CD等）全てリサイクルショップにて¥[redacted]で売り払い、全て食費に当てた。それも4月1日には全てなくなり、4/4～4/9には知人3人に事情話し、3人から合わせて¥[redacted]（¥[redacted] ¥[redacted] ¥[redacted]）を借財し、本日に至っている。

(2)項の（収入状況の把握に日数を要したため）結果的にどうだったのかが示されていない。

収入が無いのは明白であり、勤めをずっとして来て、失職中であり、1人世帯で

あり、申請から 30 日以上調査期間は不必要だと思われる。

申請以前より、■■■■、■■■■をかかえ乍ら、3/21~3/22 に■■■■の兆候で寝込み、4/8 には近くの■■■■病院に救急搬送（診断は、■■■■、■■■■）された。

この全期間中も求職活動は出来る範囲で行っております。

第2 処分庁の弁明

処分庁の弁明は次のとおりであり、この点から原処分に違法又は不当な点はなく、本件審査請求は棄却されるべきであると主張している。

1 原処分に至った経緯

(1) 請求人は、平成 26 年 3 月 10 日、処分庁に対して、「無職無収入により預金もなくなり、家賃等の支払ができなくなって困っている。」として保護の申請をした。

(2) 請求人は、平成 23 年 3 月 15 日から平成 23 年 6 月 30 日の間生活保護を受給していた。この間に 29 条金融機関調査を行った結果、高額な預金残高があることが判明。請求人は収入を申告せず黙っていたため請求人に確認をしたところ、平成 23 年 5 月 9 日 ■■■■ 円の収入は宝くじの配当金であった。よって、平成 23 年 5 月 9 日以降分及び 6 月支給分を返還させたいと一時収入による保護廃止とした前歴があった。

(3) この際の面接で、請求人に前回の保護廃止になってから現在に至るまでの約 3 年間の生活について尋ねると、「預金と賭け事の配当金で生活をしていて就職活動もせず仕事は全くしていなかった」とのこと。

また、請求人は稼働年齢で健康状態も別段問題ないと判断できたため、早期就労のため就労相談員と面談するよう助言する。請求人は、相談員から就労先を紹介してもらおうが「保護を受給したうえでゆっくりと就労先を決めて行きたい」と言い紹介を拒んだ。

(4) 平成 26 年 3 月 11 日 29 条調査開始

(5) 平成 26 年 3 月 18 日請求人宅を訪問し、実態調査を行った。この際、処分庁は請求人に対して、求職活動について尋ねるが、「未だ何もしていない。」という。

(6) 平成 26 年 3 月 24 日主来庁し保護の決定はどうなったか尋ねられたため、現在調査中の回答がきていないため最長 30 日まで延長することを伝え了解される。

(7) 平成 26 年 4 月 10 日、以上をもとにケース診断会議を開き検討、請求人は、前回の保護廃止後、健康状態に問題もなく稼働能力があったにも関わらず就労活動も行わず且つ賭け事等で消費してしまった理由での保護申請は、とうてい世間一般の理解を得られず、社会常識の見解からも外れているため、法第 4 条の要件を欠くとして保護申請を却下するとの本件処分を決定し請求人に通知し

た。

2 処分庁の意見

本件審査請求の趣旨は、処分庁の行った平成 26 年 4 月 11 日付け知立市福祉事務所
の生活保護申請却下決定処分が法第 1 条に反するものであることを不当とする
もののようである。

しかし、本件処分は以下のような認識と判断によるもので、法上当然の処分であ
り、なんら違法・不当なものではない。

法上の保護は、「生活に困窮する者が、その活用しうる資産・能力その他あらゆる
ものを最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる（法第
4 条）のであるが、請求人についていえば、本件保護の申請の当時経済的な困窮状
態にあったとは認められるものの、自らの能力を活用し、就労することでこの困窮
から脱しようとする努力は何らされておらず、その限りで法第 4 条に定める保護の
要件を充たしていなかったものである。

もちろん能力の活用といっても、客観的にみて能力がなかったり、あるいは活用
しうる社会的条件が存在しなかったりするような状況があれば活用の問題は生じ
ないのであるが、請求人の場合は健康で稼働能力は十分あり、就労を妨げる条件も
なかったにもかかわらず、処分庁の就労指導を拒み、就労のための努力をしなかつ
たのであるから、自助の努力を怠っていたものというべきであり保護の受給要件を
欠くものとしていわざるをえない。

なお、法第 4 条第 3 項は、保護の要件を欠くものであっても、「急迫した事由が
ある場合」には必要な保護をなしうることにしているが、ここでいう「急迫した事
由のある場合」とは「生存が危うくされるとか、その他社会通念上放置しがたいと
認められる程度に状況が切迫している場合」をいうのであって単に最低生活の維持
ができないというだけでは必ずしもこの場合に該当するといえない。

本件請求人の場合についていえば、高額な資力があつたにもかかわらず、悪戯（原
文のまま）に消費するのみであり、その間、請求人の能力の活用をした努力が一切
されていない。何より自ら就労する気になれば直ちに収入を得ることができるので
あるから、とうてい法第 4 条 3 項の場合にあたるとは認められないものである。

第 3 審査庁の判断

審査請求書、処分庁の弁明書、処分庁から提出された関係書類等の物件から、次
のように判断する。なお、処分庁の弁明書に対して、請求人から反論書は提出され
ていない。

1 認定した事実

- (1) 請求人は、平成 26 年 3 月 10 日に「無職無収入により預金もなくなり家賃等の支払いができなくて困っている」という理由により、処分庁に対して、生活保護の申請を行った。
- (2) 請求人は、平成 23 年 3 月 15 日から生活保護を受給していたが、受給期間中に法第 29 条の規定に基づき金融機関に対して請求人の資産及び収入の状況について調査を行ったところ、宝くじの配当金を理由とした高額な預金残高があることが判明したため、同年 7 月 1 日付けで保護廃止となった。
- (3) 平成 26 年 3 月 10 日の保護申請時における面接において、処分庁は上記 (2) の保護廃止後から今般の保護申請に至るまでの請求人の生活実態について、「預金及び賭け事の配当金で生活し、仕事及び就職活動をしてこなかった」ことを確認した。同時に、請求人は稼働年齢で健康状態も別段問題ないと判断し、早期就労ため就労相談員と面談するよう請求人に対して助言したところ、請求人は面接相談員からの就労先の紹介を拒んだ。
- (4) 同年 3 月 11 日に法第 29 条の規定に基づく請求人の資産及び収入の状況に関する調査を実施した。
- (5) 同年 3 月 18 日に請求人宅を訪問し、生活実態の調査を実施した。
- (6) 同年 3 月 24 日に保護決定の可否を尋ねに知立市福祉事務所を訪れた請求人に対して求職活動状況について確認したところ、活動していないとの回答があった。
- (7) 同年 4 月 10 日に開催したケース診断会議において、平成 23 年 7 月 1 日付けの保護廃止後、健康状態に問題もなく稼働能力があったにもかかわらず、就労活動も行わず、資産を賭け事等で消費してしまったことを理由とする保護申請は、法第 4 条の要件を欠くとして保護申請却下を決定し、請求人あて原処分を通知した。

2 判断

- (1) 法第 4 条第 1 項において「保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。」と規定され、稼働能力については、「資産」「その他あらゆるもの」と並び、それを活用することが保護を適用するための要件となっている。

しかしながら、稼働能力を活用しているか否かについては、単に本人が能力を有しているか否かのみで判断されるものではなく、その具体的な稼働能力を前提として本人が稼働能力を活用する意思があるか否か、実際に稼働能力を活用する就労の場を得ることができるか否かにより、総合的に判断する必要がある。この判断の基準は、資産保有のように客観的な基準として定められるものではなく、被（要）保護者本人の状況や地域における求人状況等の情報も参考

にして慎重な検討が行われるべきものである。

一方、保護の要否の判定及び程度の決定は、ともに最低生活費と収入充当額との対比によって決定されるものである。

- (2) また、保護申請時における助言指導については、法の解釈基準である「生活保護法による保護の実施要領について」(昭和38年4月1日付け社発第246号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。)第11の1の(2)において、「要保護者が、自らの資産能力その他扶養、他法等利用しうる資源の活用を怠り又は忌避していると認められる場合は、適切な助言指導を行うものとし、要保護者がこれに従わないときは、保護の要件を欠くものとして、申請を却下すること。なお、要保護者が自らの資産、能力等の活用により最低生活の需要を満たすことができると認められる場合には、保護を要しないものとして申請を却下すること。」としている。
- (3) なお、厚生労働省は、「生活保護手帳別冊問答集2013」(平成25年9月30日発行。)問10の3「廃止した者からの再申請」において、「稼働年齢層の者であって、疾病等就労の阻害要因がないにもかかわらず、再三の指導指示にも従わなかったため、能力不活用により廃止した者から能力活用について特段の努力もなされないまま直ちに再申請があった場合」には、「能力活用について努力していることが具体的に明らかでない場合は、保護要件を欠くものとして申請を却下することとして差し支えない。なお、真に急迫状態にあることからやむを得ず保護を開始する場合は、生活状況、就労努力の状況を観察しながら保護を行うこと。また、必要な指導指示を行い、なお、これに従わない場合は、所定の手続により保護の停廃止を行うこと。」としている。
- (4) 以上について本件に当てはめて検討する。

ア 第1に、保護の要否判定における最低生活費と収入充当額との対比については、保護申請時に請求人から提出された資産申告書並びに処分庁から提出された物件のうち法第29条の規定に基づいて金融機関等に対して行われた請求人の資産及び収入についての調査結果、また、同物件のうちケース記録表の平成26年3月18日の保護開始前訪問調査時の記録に「資産の活用できるもの特になし」とあることから、保護要であると言える。

このことは、上記第2の2において「本件保護の申請の当時経済的な困窮状態にあったとは認められる」と処分庁も述べているところである。

イ 第2に、稼働能力の活用については、①平成26年3月10日の保護申請時に就労相談員から就労先を紹介したところ、請求人が「保護受給者になってからゆっくり就労先を探したい」と述べていること、②平成26年3月24日現在において求職活動を始めていないことを理由として、処分庁は請求人には保護申請時に稼働能力を活用する意思が見受けられないと判断して

いる。しかしながら、上記2の(1)によれば、このことのみをもって直ちに請求人に求職の意思がなく、「自らの資産能力その他扶養、他法等利用する資源の活用を怠り又は忌避していると認められる場合」に該当していると断言することはできない。

ウ 第3に、上記(3)については、請求人が平成23年7月1日付けで保護廃止になった際の理由が能力不活用を理由とした廃止ではないこと、及び保護廃止後2年9か月が経過していることから、「稼働年齢層の者であって、疾病等就労の阻害要因がないにもかかわらず、再三の指導指示にも従わなかったため、能力不活用により廃止した者から能力活用について特段の努力もなされないまま直ちに再申請があった場合」には該当しない。

エ したがって、高額の資力があつたにもかかわらず徒に消費するのみであり、その間、請求人の能力を活用した努力が一切されていないことを理由として保護申請を却下した処分庁の判断は失当である。

以上により、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第40条第3項の規定に基づき、主文のとおり裁決します。

平成26年9月8日

愛知県知事 大村 秀 章

